

入札公告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札(政府調達協定対象外)に付す。

令和 7 年 9 月 30 日

分任契約担当官陸上自衛隊日本原駐屯地
第 356 会計隊日本原派遣隊長 竹本 耕介

1 業務概要

- (1) 業務の名称 日本原(7)食厨配管改修設計業務委託
- (2) 履行場所 陸上自衛隊日本原駐屯地
- (3) 業務内容 本業務は、以下の業務を行うものである。
仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (5) 本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。
- (6) その他
ア 本業務は、資料提出及び入札等を紙入札方式(電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。)により行う業務である。
イ 本業務は、契約の一連の手続を紙契約方式で行う業務である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和 7・8 年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、測量・建築コンサルタント等業務の「建築」に係る「B 等級」以上の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること)。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 次に示す同種業務について、元請けとして平成 26 年 4 月 1 日から入札公告日までに完了又は引渡し完了した国内における業務の実績を有すること。

同種業務：国、特殊法人用又は地方公共団体が発注した国内における建築物等改修設計
なお、当該実績が平成 13 年 12 月 25 日以降に契約した防衛省発注機関(契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自

衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。) (旧防衛施設局、旧防衛施設支局及び旧装備施設本部を含む。) の業務に係るものにあつては、業務成績評定通知書の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

(5) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく1級建築士事務所登録を有すること。

(6) 次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。

ア 配置予定管理技術者

1級建築士の資格を有する。

イ 平成26年4月1日から入札公告日までに完了又は引渡しが完了した国内における業務のうち、次に示す同種業務における経験の有する。

同種業務：(4)に示す同種業務

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

ウ 配置予定管理技術者の令和7年9月30日現在の手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。)が5億円未満かつ20件未満であること。ただし、令和7年9月30日現在の手持ち業務に中国四国防衛局と契約した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準(以下「調査基準価格」という。)を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2.5億円未満かつ5件未満である者とする。なお、防衛省発注機関が発注した業務については、手持ち業務量の件数のみ対象とし、契約金額は対象外とする。また、発注する業務の履行開始年月日までに予定日までに完了する見込みの手持ち業務については、手持ち業務量の対象外とする。手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

エ 入札公告日の時点で申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある。

恒常的な雇用関係とは3か月以上の雇用関係があることをいう。

オ 配置予定担当技術者

配置予定管理技術者との兼務を認める。

(7) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「技術資料」という。)提出期限の日から開札の時点までの期間に、中国四国防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(防整施(事)第150号。28.3.31)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと。(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)詳細は入札説明書による。

(9) 中国四国防衛局が発注した業務のうち、令和5年度及び令和6年度に完了又は引渡しが完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上であること。

(10) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(11) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認でき

ない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

ア 再委託の内容が、主たる部分の場合

イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合

ウ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合

(12) 測量及び土質調査等の現地確認が伴う業務については、業務を確実かつ円滑に実施できる体制を確保するため、中国四国防衛局の管轄区域内に一般競争参加資格申請書の「営業所一覧表」に記載している本店又は支店等営業所が所在すること。

(13) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

ア 入札手続きに関する事項

〒708-1325 岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地陸上自衛隊日本原駐屯地
第356会計隊日本原派遣隊 竹本

TEL 0868-36-5151 (内線 345) FAX 0868-36-2198

メール ma421fin_ma@inet.gsdf.mod.jp

イ 仕様書の内容に関する事項

〒708-1325 岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地陸上自衛隊日本原駐屯地
日本原駐屯地業務隊 馬場

TEL 0868-36-5151 (内線 317)

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和7年9月30日から令和7年10月30日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時30分から午後5時まで。

イ 交付場所 (1)に同じ。

ウ 交付方法 中部方面隊会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>、電子メール及び紙での交付による。

(3) 申請書、技術資料の提出期限等

ア 提出期限 令和7年10月14日17時

イ 提出方法 (1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出すること。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 令和7年10月30日17時

イ 提出方法 (1)に持参又は郵送等により提出する。電子メール及びF a xによる提出は認めない。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年10月31日13時30分

イ 場所 会計隊入札室

(6) 落札決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は業務委託料の10分の1以上とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の規定に基づく調査を行うので、協力しなければならない。

(6) 入札後、契約を締結するまでの間に都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(7) 手続における交渉の有無 無

(8) 契約書作成の要否 要

(9) 関連情報を入手するための照会窓口上記3(1)に同じ。

(10) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 詳細は入札説明書による。

入札説明書

陸上自衛隊日本原駐屯地第356会計隊日本原派遣隊の日本原（7）食厨配管改修設計業務委託に係る入札公告（建設のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く。））に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日 令和7年9月30日

2 契約担当官等

分任契約担当官陸上自衛隊日本原駐屯地第356会計隊日本原派遣隊長

竹本 耕介

〒708-1325 岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地（陸上自衛隊日本原駐屯地）

3 業務概要

(1) 業務名 日本原（7）食厨配管改修設計業務委託

(2) 業務場所 陸上自衛隊日本原駐屯地

(3) 業務内容 仕様書のとおり。

(4) 履行期限 令和8年3月31日まで

(5) その他

本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建築コンサルタント等業務の級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「測量・建築コンサルタント」の「建築」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がB等級以上であること。

(5) 平成26年4月1日以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した業務のうち、「建築コンサルタント」を実施した実績を有すること（共同体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛

研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した業務に係るものにあつては、業務成績評定通知書の評定点合計が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

(6) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく1級建築士事務所登録を有すること。

(7) 次の基準を全て満たす技術者を配置できること

ア 配置予定管理技術者

1級建築士の資格を有する。

イ 平成26年4月1日から入札公告日までに完了又は引渡しが完了した国内における業務のうち、次に示す同種業務における経験の有する。

同種業務：国、特殊法人用又は地方公共団体が発注した国内における建築物等改修設計

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

ウ 配置予定管理技術者の令和7年9月30日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が5億円未満かつ20件未満であること。ただし、令和7年9月30日現在の手持ち業務に中国四国防衛局と契約した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2.5億円未満かつ5件未満である者とする。なお、防衛省発注機関が発注した業務については、手持ち業務量の件数のみ対象とし、契約金額は対象外とする。また、発注する業務の履行開始年月日までに予定日までに完了する見込みの手持ち業務については、手持ち業務量の対象外とする。手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

エ 入札公告日の時点で申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある。

恒常的な雇用関係とは3か月以上の雇用関係があることをいう。

(8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中国四国防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合は除く。以下同じ。）。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取るこ

とは、入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものでない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。）である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合（共同企業体を含む。）の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下管財人という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加及び上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10) 中国四国防衛局が発注した業務のうち、令和5年度及び令和6年度に完了又は引渡し完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上であること。

(11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除する

よう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

- (12) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

ア 再委託の内容が、主たる部分の場合

イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合

ウ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合

- (13) 測量及び土質調査等の現地確認が伴う業務については、業務を確実かつ円滑に実施できる体制を確保するため、中国四国防衛局の管轄区域内に一般競争参加資格申請書の「営業所一覧表」に記載している本店又は支店等営業所が所在すること。

- (14) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

5 担当部局

- (1) 入札手続きに関する事項

〒708-1325 岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地陸上自衛隊日本原駐屯地

陸上自衛隊日本原駐屯地第356会計隊日本原派遣隊（担当者：竹本）

TEL 0868-36-5151（内線345）

FAX 0868-36-2198

メール ma421fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

- (2) 仕様書の内容に関する事項

〒708-1325 岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地陸上自衛隊日本原駐屯地

陸上自衛隊日本原駐屯地 業務隊（担当者：馬場）

TEL 0868-36-5151（内線317）

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び技術資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、4(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4(1)、(3)及び(5)から(14)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に於いて4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおりとする。

ア 提出期間

令和7年9月30日（火）から令和7年10月30日（木）午後4時00分まで（行政機関の休日を除く）の毎日午前8時30分から午後4時30分まで。（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵便等」という。）又は電子メールにより提出すること。

ウ 提出場所

5に同じ。

(2) 申請書は、属紙第1により作成すること。

(3) 技術資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成26年4月1日以降入札公告日までに業務が完了し、引き渡しが進んでいるものに限り記載することとし、「同種の業務の実績（属紙第2）」に記載する業務及び「配置予定の技術者（属紙第3）」に記載する業務が、平成13年12月25日以降に完了した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した業務の場合は、当該業務に係る業務成績評定通知書又は業務成績評定通知書の写しを添付する。

ア 同種の業務の実績

上記4(7)に掲げる資格があることを判断できる同種の業務の実績を、属紙第2に記載すること。記載する同種の業務の実績の件数は1件でよい。

イ 配置予定の技術者

上記4(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の業務の経験及び申請時における他業務の従事状況等を、属紙第3に記載すること。記載する同種の業務の経験の件数は1件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の業務の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数業務の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の業務を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。また、他の業務を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ 契約書の写し等

業務実績又は経験として記載した業務に係る契約書の写し又は当該同種業務を証明する資料を提出すること。

エ 情報保全に係る履行体制についての確認

平成29年4月1日から公告日までの間に、防衛省発注機関が発注した業務を完成（完了）した実績を有している者は属紙第4の誓約書を提出し、有していない者は属紙第5の誓約書を提出すること。

- (4) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、競争参加資格確認結果を申請者に対し書面又はFAX、電子メールにより、令和7年10月20日（月）までに通知する。

(5) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書等に関する問い合わせ先 上記5に同じ。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和7年10月29日（水） 午後4時30分

イ 提出場所 上記5に同じ。

ウ 提出方法 書面（様式自由）を持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

- (2) 契約担当官等は、説明を求められたときは、令和7年10月30日（木）までに説明を求めた者に対し書面、電子メール等により回答する。

8 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出すること。

ア 提出期間 令和7年9月30日（火）から令和7年10月29日（月）まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時30分から午後4時30分まで。ただし、持参する場合は正午から午後1時までの間を除く。

イ 提出場所 上記5に同じ。

ウ 提出方法 書面（様式は自由）により持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧にも供する。

ア 期間 令和7年10月30日（火）1700までに回答（閲覧にも供する）

イ 場所 上記5に同じ。

9 入札方法等

- (1) 入札書は、持参又は郵送等で提出する。

(2) 入札書の提出期間、提出場所等

ア 提出期間

令和7年10月30日（木）午後4時30分まで

イ 提出場所

上記5に同じ。

ウ 提出方法

入札書及び業務費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参又は郵送等により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示又は同封する。

また、郵送等により提出する場合は、提出期限までに到達するよう発送し、発送後速やかに担当部局に便着の電話連絡を実施し確認をする。

なお、入札書及び業務費内訳明細書が提出期限までに持参又は到達しない場合には、当該入札者は入札を辞退したものとみなす。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札執行回数は、原則として初度を含めて2回を限度とする。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金免除。ただし、落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は業務委託料の10分の1以上とする。

11 業務費内訳明細書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳明細書の書面を提出しなければならない。

(2) 業務費内訳明細書の作成方法

ア 業務に対応した経費項目（人件費、諸経費、技術料等）を記載することとする。

イ 業務費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（紙入札方式による場合は、必ず押印する。）並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載

しない。

- (3) 業務費内訳明細書の提出方法等
 - ア 提出期間 上記9(2)アに同じ。
 - イ 提出方法 上記9(2)ウを参照。
 - ウ 提出場所 上記5に同じ。
- (4) 提出された業務費内訳明細書は返却しないものとする。
- (5) 業務費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。
- (6) 業務費内訳明細書の確認の結果、別表の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。
- (7) 提出された業務費内訳明細書について説明を求める場合がある。
- (8) 提出された業務費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。

この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。
- (9) 業務費内訳明細書は参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

12 開 札

- (1) 開札の日時及び場所
 - ア 開札日時 令和7年10月31日(金)午後13時30分
 - イ 開札場所 陸上自衛隊日本原駐屯地 会計隊入札室
- (2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、郵便等などの入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (3) 開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。
- (4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。
- (5) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から連絡する。
- (6) 情報保全に係る履行体制についての最終確認

入札の結果、落札予定者となった者に対し、情報保全に係る履行体制についての確認のため、属紙第6から属紙第9までの資料を求めることがある。提出期間は、資料提出要請の日からおおむね3営業日程度とするので、事前に準備しておくこと。

提出された資料では情報保全に係る履行体制について適切な体制を有すると確認できない者に対しては、追加資料を求めたりヒアリングを行うこともある。提出期限内に資料提供できない者、追加資料の提出やヒアリングを拒否した者及び当該追加資料等によっても情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者については、競争参加資格を取り消し、その者の入札を無効とすることがある。

13 入札の無効

- (1) 次に掲げる入札は無効とする。
 - ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札
 - イ 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札
 - ウ 現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
 - エ 契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時に於いて4に掲げる資格のない者のした入札
- (2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

14 落札者の決定方法

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) (1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

15 配置予定主任技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の主任技術者の違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定主任技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置主任技術者を変更する場合は、4(7)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定主任技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

16 別に配置を求める技術者

専任の管理技術者の配置が義務付けられている業務において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、契約の相手方が陸上自衛隊日本原駐屯地第356会計隊日本原派遣隊で入札日から過去2年以内に完了した業務、あるいは入札時点で実施中の業務に関して、次のいずれかに該当する場合、管理技術者とは別に、4(7)に定める要件と同一の要件を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

- (1) 契約担当官等から実施中又は実施後において設計等技術業務委託契約書に基づ

いて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。

- (2) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。
- (3) 自らに起因して履行期間を大幅に遅延させた者。
なお、当該技術者は施工中、管理技術者を補助し、管理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その指名その他必要な事項を管理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。
- (4) 65点未満の業務成績評定を通知された者

17 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する業務等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

18 契約書作成の要否等

要

- ・設計等技術業務委託契約書

特約条項

- ・談合等の不正防止に関する特約条項
- ・暴力団排除に関する特約条項

19 支払条件

(1) 前払金等

請負金額が300万円以上の場合、前払金保証証書の寄託を条件に、申請に基づき請負金額の10分の3以内の範囲内で前金払いに応ずる。

- (2) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の2以内とする

20 再苦情申立て

契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は7(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

- (1) 提出期間：令和7年11月11日（火）午後4時00分まで
- (2) 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記5に同じ。

21 関連情報を入手するための照会窓口

上記5に同じ。

22 その他

- (1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し入札心得書を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は6(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該業務の現場に配置すること。
- (5) 本入札に使用する仕様書は、入札終了後に契約締結業者以外の方は返納していただきます。
- (6) 本業務を受注したコンサルタント及び本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

一般競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊日本原駐屯地

第356会計隊日本原派遣隊長 竹本 耕介 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代表者電話番号

担当者氏名

担当者電話番号

令和7年9月30日付けで入札公告のありました「日本原（7）食厨配管改修設計業務委託」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書6（3）アに定める同種の業務の実績を記載した書面
- 2 入札説明書6（3）イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書6（3）ウに定める契約書の写し
- 4 防衛省競争参加資格審査結果通知書の写し
- 5 属紙第4又は属紙第5に示す誓約書

以 上

注) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

(郵送による回答を希望する参加者のみ)

同種業務の実績

会社名 _____

業務の名称	
発注機関名	
契約金額	¥ _____ (内消費税 _____)
履行期間	年 月 ~ 年 月
業務内容	
技術的特徴	
テクリス又は PUBDIS登録の有無	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> PUBDIS 登録番号 _____) <input type="checkbox"/> 無

- 注) 1 必ず同種業務が確認できる内容で記載のこと。
- 2 記載する業務が、平成16年4月1日以降に防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）と契約した業務井である場合は、業務成績評定通知書の写しを添付する。
- 3 テクリス又はPUBDIS登録の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。
「有」に「■」を付した場合は、PUBDIS登録番号を記載し、写し（詳細含む。）を添付する。「無」に「■」を付した場合は契約書及び業務内容の写しを添付する。
- 4 「業務内容」及び「技術的特徴」について、具体的に記載する。

配置予定の技術者

1 管理技術者				
配置予定技術者名：		(生年月日： 年 月 日)		
所属・役職名：				
(1) 保有資格				
技術士 (部門： 分類：)		・登録番号：	・取得年月日：	
R C C M (部門：)		・登録番号：	・取得年月日：	
その他 (部門：)		・登録番号：	・取得年月日：	
(2) 同種業務の経験 (1 件記載)				
(業務の名称)	(業務内容)	(発注機関名)	(履行期間)	
PUBDIS登録番号：				
(3) 手持ち業務の状況 (入札公告日現在)、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万以上				
(業務の名称)	(職務上の立場)	(発注機関名)	(履行期間)	(契約金額)
2 担当技術者 (代表して 業務に従事する者 1 名を記載)				
配置予定技術者名：		(生年月日： 年 月 日)		
所属・役職名：				
(1) 保有資格				
技術士 (部門： 分類：)		・登録番号：	・取得年月日：	
R C C M (部門：)		・登録番号：	・取得年月日：	
その他 (部門：)		・登録番号：	・取得年月日：	
(2) 同種業務の経験 (1 件記載)				
(業務の名称)	(業務内容)	(発注機関名)	(履行期間)	
PUBDIS登録番号：				

- 1 「保有資格」欄に記載したものは、そのすべての資格の写しを添付する。
- 2 記載する業務経験について、PUBDISに登録されている業務である場合は写し (詳細を含む。) を登録されていない業務である場合は契約書の写しを添付する。
- 3 記載する業務が、平成16年4月1日以降に防衛省発注機関 (旧防衛施設局等を含む。) と契約した業務井である場合は、業務成績評定通知書の写しを添付する。
- 4 「手持ち業務の状況」欄に記載したものは、そのすべての契約書の写しを添付する。
- 5 雇用保険被保険者証の写しを添付する。

誓約書

分任契約担当官

陸上自衛隊日本原駐屯地

第356会計隊日本原派遣隊長 竹本 耕介 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代表者電話番号

担当者氏名

担当者電話番号

弊社は、過去5年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししておりますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事（業務）を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すことを誓約いたします。

誓約書

分任契約担当官

陸上自衛隊日本原駐屯地

第356会計隊日本原派遣隊長 竹本 耕介 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代表者電話番号

担当者氏名

担当者電話番号

弊社は、本工事（業務）を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すことを誓約いたします。

1 未提出であると認められる場合	(1)	業務費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	業務費内訳明細書に表紙がついていない場合
2 記載すべき事項がかけている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載がかけられている場合
3 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	業務の名称に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	業務費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
4 その他	(1)	他の入札参加者の業務費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

業務従事者一覧

監理 (主任・管理) 技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	
	現場代理人	氏名
所属		
役職		
学歴		
職歴		
業務経験		
研修実績その他の経歴		
専門的知識その他の知見		
資格		
母語及び外国語能力		
国籍その他文化的背景		
業績等		

担当技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	

- 注： 1 不明な行は削除すること。
 2 記載する内容が特になし項目は、「特になし」と記載すること。
 3 内容を証明する資料は不要。自己申告で良い。

取扱い制限情報に関する社内規則

項目	内容
取扱い制限情報に関する社内規則	<input type="checkbox"/> 社内規則がある
	<input type="checkbox"/> 社内規則に類する資料がある
	<input type="checkbox"/> 社内規則及びそれに類する資料がない

- 注：1 いずれかの「□」に「■」を付す。
 2 社内規則若しくはそれに類する資料がある場合は、その写しを提出する。
 3 社内規則及びそれに類する資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

令和 年 月 日

申 出 書

分任契約担当官
陸上自衛隊日本原駐屯地
第356会計隊日本原派遣隊長 竹本 耕介 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
代表者電話番号
担当者氏名
担当者電話番号

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、代表権を有する者、役員（持分会社にあつては社員を含む。）、管理職員等であっても、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、また、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないことを申し出ます。

代表者（氏名）
役 員（氏名）

- ※履歴事項全部証明書に記載のある役員全ての記名を行うこと。
- ※履歴事項全部証明書の写しを提出すること。
- ※上に記載した代表者及び役員から、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。

令和 年 月 日

申 出 書

分任契約担当官
陸上自衛隊日本原駐屯地
第356会計隊日本原派遣隊長 竹本 耕介 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
代表者電話番号
担当者氏名
担当者電話番号

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等の指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者であっても、当該契約に基づき、報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことを申し出ます。

親会社（商号又は名称・代表者氏名）
地域統括会社（商号又は名称・代表者氏名）
ブランド・ライセンサー（商号又は名称・代表者氏名）
フランチャイザー（商号又は名称・代表者氏名）
コンサルタント（商号又は名称・代表者氏名）

※属紙第9の一覧表に示した者全ての名称等を記載すること

※上に記載した親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー及びコンサルタントから、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。

指導・監督・業務支援・助言・監査等を行う者一覧

親会社	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
地域統括会社	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
ブランド・ライセンサー	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
フランチャイザー	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
コンサルタント	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
<input type="checkbox"/> 親会社等が存在しない		

- 注： 1 不用な行は削除すること。
 2 親会社にさらに親会社が存在する場合は、全ての親会社について記載すること。
 3 内容を証明する資料を提出すること。HP等出来合いの資料で可。

取扱い制限情報が親会社等への報告等対象でないことがわかる資料

項目	内容
取扱い制限情報に関する資料	<input type="checkbox"/> 報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことが明記された資料がある
	<input type="checkbox"/> 上記に類する資料がある
	<input type="checkbox"/> 資料がない

- 注：1 いずれかの「□」に「■」を付す。
 2 資料がある場合は、その写しを提出する。
 3 資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

現場説明書

以下は現場説明資料として規定する。なお、疑義等生じた際には必ず確認を実施するとともに、齟齬が生じた際には仕様書・契約書その他回答書及び現場における取り決めによるものを優先するものとし、本資料の記載事項のみをもってその根拠とすることのないように十分に留意をされたい。

第1 一般事項

1 入札（又は見積書の提出）について

- (1) この業務の入札（又は見積書の提出）に当たっては、一般競争入札の公告、指名通知書又は見積依頼書、仕様書（図面を含む）、入札心得書（又は見積心得書）、契約書案及びこの現場説明書をよく確認の上、入札書（又は見積書）を提出するものとする。
- (2) この業務の入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 契約の保証について

- (1) 落札者（又は契約の相手方）は、契約書案の提出とともに、次のいずれかの書類を提出しなければならない。
 - ア 債務不履行時による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書
 - (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」という。）とする。
 - (イ) 保証書の宛名の欄には、「分任契約担当官 陸上自衛隊日本原駐屯地 第356会計隊日本原派遣隊長 竹本 耕介」と記載されるように申し込むこと。
 - (ウ) 保証債務の内容は契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
 - (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、契約書に記載される業務の名称が記載されるように申し込むこと。
 - (オ) 保証金額は、契約保証金の金額（請負代金の10分の1）以上とすること。
 - (カ) 保証期間は、履行期間を含むこととすること。
 - (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6か月以上確保されることとすること。
 - (ク) 業務委託料の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
 - (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保託金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
 - (コ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、契約担当官等

から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還することとする。

イ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任契約担当官 陸上自衛隊日本原駐屯地 第356会計隊日本原派遣隊長 竹本 耕介」と記載されるように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、設計等技術業務委託契約書に記載される業務の名称が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金の10分の1の金額以上とする。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、請負代金の10分の3の金額以上とする。
- (オ) 保証期間は、履行期間を含むこととする。
- (カ) 業務委託料の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ウ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険証券に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任契約担当官 陸上自衛隊日本原駐屯地 第356会計隊日本原派遣隊長 竹本 耕介」と記載されるように申し込むこと。
- (エ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保険金額は、請負代金の10分の1の金額以上とする。
- (カ) 保証期間は、履行期間を含むこととする。
- (キ) 業務委託料の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (2) 前号の規定による金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書、保険会社等が保証する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって金融機関等が定め契約担当官等が認める措置を講ずることができる。この場合において、落札者（又は契約の相手方）は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。

当該措置について、受注者は、電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する方法とし、この場合においては、契約情報及び認証情報について可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

- (3) 第1号の規定にかかわらず、1件につき契約金額が予算決算及び会計令第100条の2第1項に該当し、契約書の作成を省略することができる場合は、契約の保証を付さなくてもよいこととする。

3 再委託等の承諾について

業務の一部を第三者に委託又は請け負わせようとする（以下「再委託等」という。）ときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。ただし、仕様書に承諾を要しない旨の定めがあるものについてはこの限りではない。

4 不可抗力による損害について

- (1) 設計等技術業務委託契約書第33条第4項の「業務委託料」とは、損害を負担する時点における業務委託料をいう。
- (2) 1回の損害額が当初の業務委託料の5/1000の額（この額が20万円を超えるときは20万円）に満たないものは、損害額に含めない。

5 前払金の保証について

前払金の保証に係る保証証書の寄託について、原則、受注者は、電子証書等閲覧サービスにアップロードされた電子証書（電磁的記録により発行された保証証書をいう。以下同じ。）を閲覧するために用いる保証契約番号及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は、当該保証契約番号及び認証情報を用いて当該電子証書を閲覧する方法とし、この場合においては、保証契約番号及び認証情報について可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

6 履行期間変更の場合における保証事業者に対する通知について

前払保証約款第7条の2に基づく被保証者（発注者）から保証事業者に対する通知は、契約書に定めるところにより、受注者が直ちに行うものとする。

7 指導事項について

防衛省が発注する工事等からの暴力団排除の推進について（防経施第6993号。20.6.5）に基づく暴力団排除を行うための措置は以下のとおりとする。

- (1) 再委託等から暴力団を排除するための措置について

都道府県警察から、暴力団関係業者として、防衛省が発注する業務（以下「発注業務」という）から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、再委託等として使用しないこと。

- (2) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

ア 発注業務において、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと

。

イ アにより警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

ウ 発注業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(3) 通報等義務を怠った場合の措置について

ア 暴力団員等による不当介入を受けた受注者等が都道府県警察への通報等を怠った場合には、当該受注者等に対して指名停止又は書面による注意の喚起を行うこととする。

イ アによる指名停止を受けた者については、業務の業務成績の評定に反映させることとする。

ウ アによる指名停止を受けた者については、その旨を公表することとする。

エ アによる指名停止を受けた者については、再委託等の承認をしてはならないこととする。

8 業務に従事する者の制限

(1) 発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを阻む権利を実効性をもって法的に保証されない国又は地域の国籍その他のこれに類するものを有する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決議されている国又は地域の国籍その他これに類するものを有する者は、業務に従事する技術者として認めない。

(2) 受注者は、契約締結後遅滞なく、入札説明書に定めた様式により業務に従事するすべての技術者（再委託等を含む。）のリストを作成し、発注者の確認を受けるものとする。

9 入門手続について

(1) 一般競争入札において競争参加資格の確認を受けた者、指名競争入札において指名通知を受けた者又は見積依頼を受けた者が、入札見積のために現地の確認が必要として自衛隊施設又は米軍施設に立ち入る場合は、事前に、立ち入り月日及び立ち入りしようとする人数等について当該業務の発注事務をつかさどる部署と調整を行うこととする。

(2) 業務の履行に際し、自衛隊施設又は米軍施設に立ち入る場合は、事前に、監督官と調整を行い、当該施設を管理する部隊等の規則等に基づき関係書類を提出のうえ、出入許可を受けた後に当該施設に立ち入ることとする。

10 特記事項

履行期限の厳守について

(1) 本業務の実施に当たっては、関連する業務の工程は契約書及び仕様書のとおりとするので、業務が遅延することがないように努めること。

(2) 引渡し前成果物完了年月日

引渡し前成果物完了年月日とは、発注者が成果物の全てを使用することを想定しているため、成果物一式に加え当該業務に関連する法令手続きが完了している期限とする。

標準競争参加資格確認申請書作成要領

日本原（7）食厨配管改修設計業務委託に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この作成要領に基づき「一般競争参加資格確認申請書」「同種の業務の実績」「配置予定の技術者」を作成の上、各1部提出して下さい。

なお、これらの資料は、競争参加資格を確認するための基礎資料として提出していただくものです。

記

1 一般競争参加資格確認申請書

- (1) 住所、商号又は名称及び代表者名等を記載するとともに、代表者印等を必ず押印の上申請して下さい。
- (2) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼付した長3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。ただし、電子メールによる場合を除く。

2 同種の業務の実績

貴社が元請（共同企業体による施工は、出資比率が20%以上とする。）として業務実績のある同種の業務について記載して下さい。

- (1) 同種の業務とは次の事項を全て満足するものをいいます。
建築物等改修実施設計等
- (2) 記載する業務は、平成26年4月1日以降に完了した業務の中から、代表的なものを1件記載して下さい。
なお、同種業務との判断が難しい場合は3件程度まで記載されても可とします。
- (3) 記載する業務が、平成16年4月1日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した業務の場合は、業務成績評定通知書及び工事成績評定通知書の写しを添付して下さい。
なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。
- (4) 「履行場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。
- (5) 「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。
- (6) 「履行期間」は、契約書に基づき記載して下さい。
- (7) 「受注形態等」は、単体若しくは共同企業体の別を記載し、共同企業体の場合は、当該企業体の名称と出資比率を記載して下さい。

3 配置予定の技術者

貴社が本業務を請け負うこととした場合、実際に配置可能な主任技術者又は管理技術者を記載して下さい。

- (1) 予定者として複数の候補技術者を記載しても結構です。

また、同一の技術者を重複して複数業務の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の業務を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行って下さい。他の業務を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を行うことがあります。

入札後、落札者決定までの期間（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。）第86条の調査期間を含む。）において、他の業務を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行って下さい。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とします。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

- (2) 「最終学歴」は、学校名、学科名及び卒業年次等を記載して下さい。
(3) 「法令による資格・免許」は、本業務の主任技術者又は管理技術者として配置を予定されている者が取得している資格等（一級建築士等）を適宜記載して下さい。

なお、その他の資格として取得したものがあれば、適宜記載して下さい。

- (4) 「業務概要」は、当該技術者が従事した同種の業務のうち、平成15年度以降に完了した業務の中から、代表的なものを記載して下さい。
(5) 記載する業務が業務成績評定対象業務の場合は、評定通知書の写しを添付して下さい。

なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。

- (6) 「履行場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。
(7) 「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。
(8) 「履行期間」は、契約書に基づき記載して下さい。
(9) 「従事役職」は、当該業務に技術者として従事した役職名を記載して下さい。
(10) 「申請時における他業務の従事状況等」は、従事している全ての業務について、本業務を落札した場合の技術者の配置予定等を記載して下さい。
(11) 「本業務と重複する場合の対応措置」は、申請時において他業務に従事している場合は、対応措置を記載して下さい。

4 提出場所、提出方法及び提出期間

- (1) 提出場所

〒708-1325 岡山県勝田郡奈義町滝本官有無

陸上自衛隊日本原駐屯地第356会計隊日本原派遣隊

(2) 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）、託送（書留郵便と同等のものに限る。）
又は電子メールにより提出するものとし、F a xによるものは受け付けません。

(3) 提出期間

令和7年9月30日（火）から令和7年10月14日（木）午後4時00分
まで

（午前8時30分から午後4時30分（休日等除く）まで。）

ただし、正午から午後1時までの間は受付を行っていませんので注意して下
さい。（行政機関の休日を除く。）

5 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、提出期限の日をもって行い、その結果は令和7年10
月20日（月）までに書面等により通知します。

6 競争参加資格がないと認められた方に対する理由の説明について

(1) 競争参加資格がないと認められその旨通知された方は、その理由について説
明を求めることができます。

(2) (1)の説明を求める場合には、令和7年10月29日（水）午後4時30分
までに持参、郵送等又は電子メールにより提出して下さい。ただし、正午から
午後1時までの間は受付を行っていませんので注意して下さい。

書面の提出先

陸上自衛隊日本原駐屯地 第356会計隊日本原派遣隊（担当：竹本）

TEL 0868-36-5151（内線345）

メール ma421fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

(3) 説明を求められたときは、令和7年10月30日（木）までに、説明を求め
た者に対して、回答書面を送付又はメールします。

7 その他

(1) 資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された資料は、当局において目的以外に使用することはありません。

(3) 提出された資料は、返却いたしません。

(4) 提出期限日以降の資料の差替え及び再提出は認めません。

(5) 資料提出に関する問い合わせ先

〒708-1325 岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地

陸上自衛隊日本原駐屯地第356会計隊日本原派遣隊（担当者：竹本）

TEL 0868-36-5151（内線345）

令和7年10月31日

委任状

受任者

営業所名

役職

氏名

電話番号

私は上記の者を代理人と定め、下記工事（業務）について、次の権限を委任します。

記

工事名（業務の名称）：日本原（7）食厨配管改修設計業務委託

委任事項

- 1 入札及び見積について
- 2 契約締結について
- 3 契約履行について
- 4 代金の請求及び受領について
- 5 その他上記工事（業務）に関する一切の件

委任者

住所

商号又は名称

役職

代表者氏名

代表者電話番号

担当者氏名

担当者電話番号

分任契約担当官

陸上自衛隊日本原駐屯地

第356会計隊日本原派遣隊長 殿

分任資金前渡官吏

陸上自衛隊米子駐屯地

第356会計隊長 殿

入札書

工事名（業務の名称）：日本原（7）食厨配管改修設計業務委託

入札金額（税抜）：

上記の金額をもって、公告及び入札心得書等の条項を承諾の上、入札します。

令和7年10月31日

分任契約担当官

陸上自衛隊日本原駐屯地

第356会計隊日本原派遣隊長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
代表者電話番号
代理人氏名
代理人電話番号
担当者氏名
担当者電話番号

入札辞退届

工事名（業務の名称）

日本原（7）食厨配管改修設計業務委託

上記工事について、都合により入札を辞退します。

（辞退理由）

・

令和7年10月31日

分任契約担当官

陸上自衛隊日本原駐屯地

第356会計隊日本原派遣隊長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
代表者電話番号
代理人氏名
代理人電話番号
担当者氏名
担当者電話番号

受領書

商号又は名称：

持参者氏名：

次の入札案件の入札書・業務費内訳明細書等を受領しました。

受領日時：令和 年 月 日 () 時 分

工事件名：日本原（7）食厨配管改修設計業務委託

開札日時：令和 7年10月31日（金）13時30分

開札場所：第356会計隊日本原派遣隊入札室

(受領者)

第356会計隊日本原派遣隊

(管理者)

第356会計隊日本原派遣隊

派遣隊長

注：1 正本を2部作成し、持参者と発注者双方が1部ずつ保管する。

注：2 本報告書を適宜訂正して使用すること。

記入例

受領書

商号又は名称：株式会社 ○○○
持参者氏名：△△ △△

受任者（代理人）

次の入札案件の入札書・業務費内訳明細書等を受領しました。

受領日時：令和 年 月 日（ ） 時 分
業務名：
開札日時：令和 年 月 日（ ） 時 分
開札場所：第356会計隊日本原派遣隊入札室



(受領者)
第356会計隊日本原派遣隊



(管理者)
第356会計隊日本原派遣隊
派遣隊長

※の箇所は、官側にて記入

注：1 正本を2部作成し、持参者と発注者双方が1部ずつ保管する。
注：2 本報告書を適宜訂正して使用すること。

契約番号	
------	--

設計等技術業務委託契約書

1 業務の名称 日本原（7）食厨配管改修設計業務

2 履行期間 令和 7年10月31日から
令和 8年 3月31日まで

3 履行場所 陸上自衛隊日本原駐屯地

4 業務委託料 ¥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)

5 契約保証金

6 建築士法第22条の3の3に定める記載事項

[注]当該業務が、設計業務のうち、建築士法（昭和25年法律第202号）上、建築士の資格を必要とする業務または工事管理業務のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）による工事監理者を要求する業務（いずれも延べ面積300平方メートル以下の建築物に係るものを含む。）の場合は、必要事項を記載した書面を添付するものとする。

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同体を結成している場合には、受注者は共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

[注]当該業務に係る共同体協定書の写しをこの契約書に添付するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

分任契約担当官

陸上自衛隊日本原駐屯地

第356会計隊日本原派遣隊長 竹本 耕介

受注者

住 所

会 社 名

代 表 者

仕 様 書

仕様書番号	令和7年9月17日
調達要求番号	業務隊管理科営繕班
工事件名	日本原(7)食厨配管改修設計業務委託 令和7年9月12日

1 役務件名
日本原(7)食厨配管改修設計業務委託

2 敷地場所
岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地陸上自衛隊日本原駐屯地

3 役務期間
契約締結日 ~ 令和8年3月31日

4 計画実施概要

建物名称	概要	構造	階数	建面積
90号食厨	地下ピット配管全面老朽更新	RC	1階	1,580.00㎡

5 一般事項

- (1) 本仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」による。
- (2) 本仕様書に明記なき事項でも当然必要なことは、請負業者の負担にて良心的に行うこと。
- (3) 請負業者は実施条件等作業関係者に十分把握させるとともに、作業員等に対して安全教育を実施し、安全な作業方法および安全の点検を徹底するものとする。
- (4) 作業に際し、必要な場所以外には立ち入らないこと。
- (5) 作業に必要とす電力水道は、すべて請負業者の負担において用意するものとする。
- (6) 敷地内の立ち入りは原則として平日の08:30から17:00とする。ただし、事前監督官と調整し了承を得た場合はこの限りではない。
- (7) その他不明な事項、提出書類等はその都度監督官と協議し、指示に従うこと。
- (8) 成果物は、すべて発注者の所有とし、他に公表、貸与又は使用してはならない。
- (9) 業務関係書類の作成等を行うパソコンについては、情報の流出に万全を期するために、ファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用すること。

6 特記事項

- (1) 設計業務の委託内容
 - ア 要求の確認
 - (7) 建築主の要求等の確認
 - (4) 設計条件の変更等の場合の協議
 - イ 実施設計方針の策定
 - (7) 総合検討
 - (4) 実施設計のための基本事項の確定
 - (4) 実施設計方針の策定及び建築主への説明
 - ウ 実施設計図書の作成
 - エ 概算工事費の検討
 - オ 実施設計内容の建築主への説明

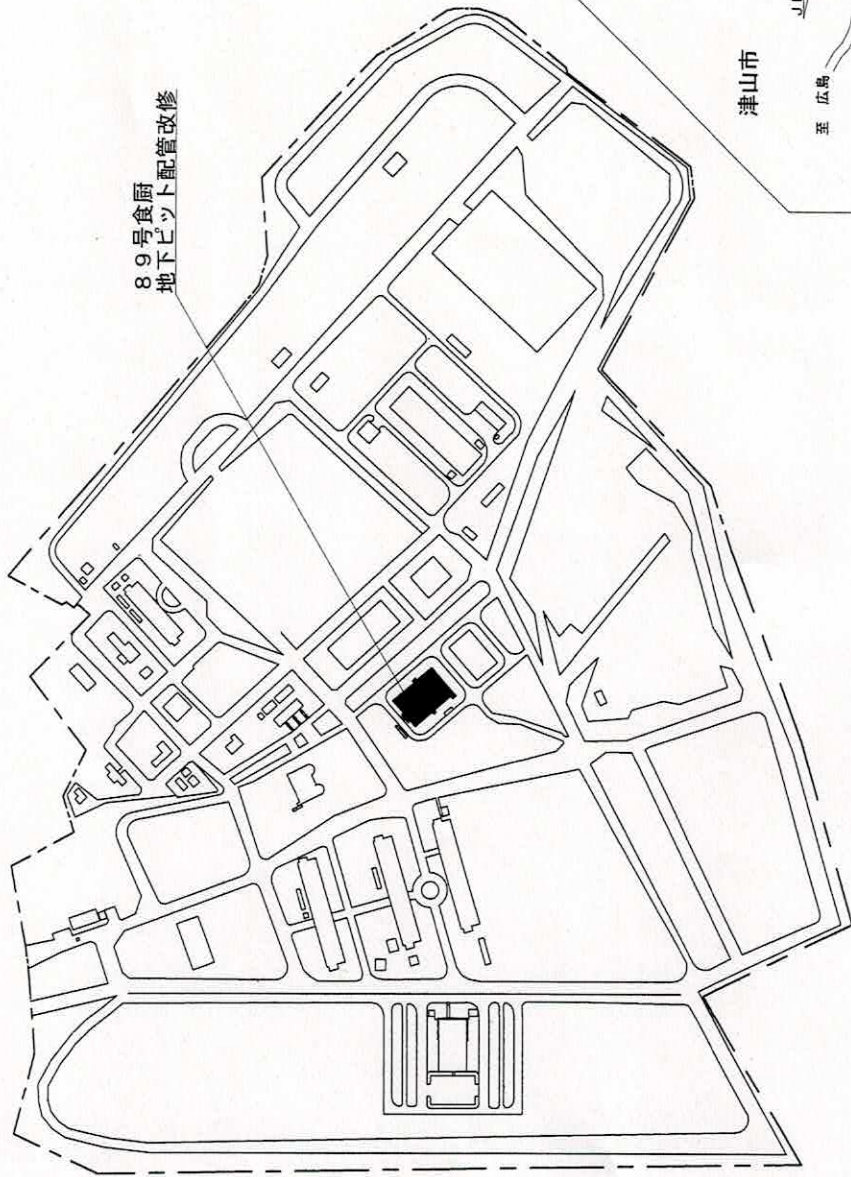
- (2) 基準等は、公共建築工事標準仕様書、公共建築工事標準単価積算基準等に基づき設計すること。
- (3) 監督官から対象建物の図面等書類を貸与された際は汚破損せず保管すること。また、貸与品を書き出した書類を提出し、役務期間内にすべて返納すること。
- (4) 本仕様書の図面は基準図であり、役務履行の際の参考とすること。
- (5) 成果物の図面は既存と改修後の図面を作成し、施工するにあたり必要な数量、材料および工法等を明記すること。
- (6) 老朽化により配管から漏水しており地下ピット内が浸水しているため、地下ピットで作業する際は防水処置及び安全対策を十分に施して作業すること
- (7) 厨房作業している間は蒸気を使用しており地下ピットが高温になるため、月に1~2回程度の厨房整備日しか現地確認できないものとする。そのため、作業実施日は官側と事前協議するものとする。
- (8) 既存配管設備は別図を参考すること。

7 提出書類

- (1) 工程表 (契約後速やかに)
- (2) 着手届 (着手前)
- (3) 完了届 (作業完了後速やかに)
- (4) 成果物 (作業完了後速やかに)
- (5) その他監督官が指示したもの

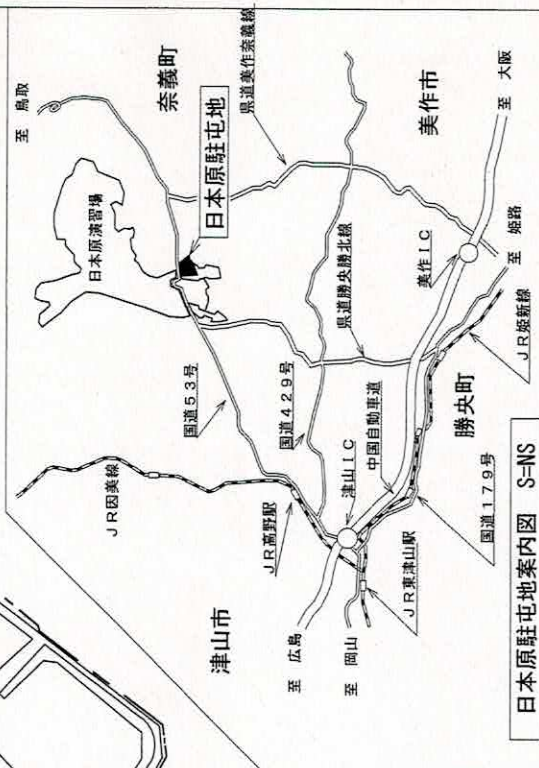
8 検査

本作業完了後、提出書類を提出し検査官の指示する完成検査の合格をもって完了とす。ただし、手直しが生じた場合は速やかに是正し、検査官の再検査を受けること。



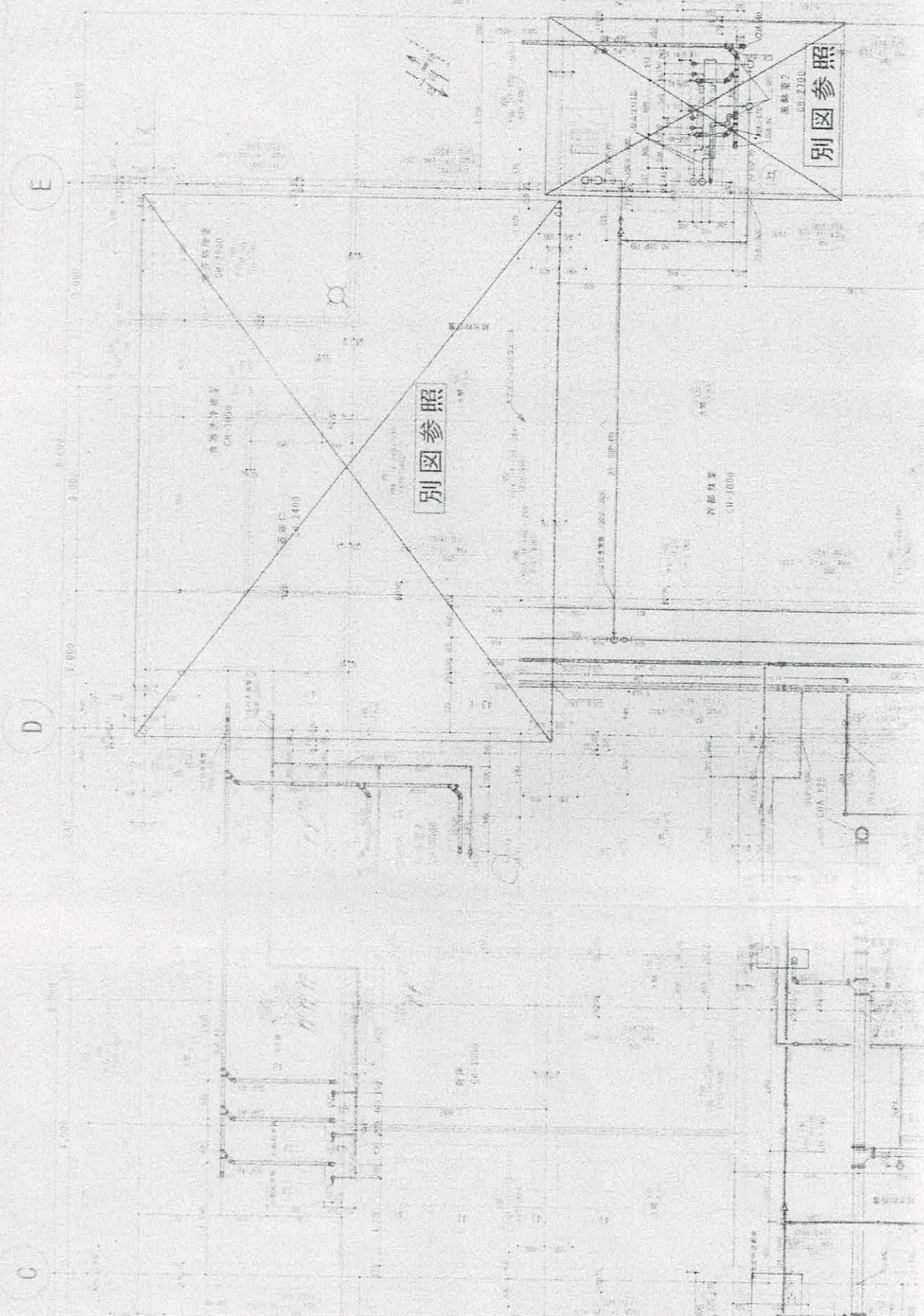
駐屯地 配置図

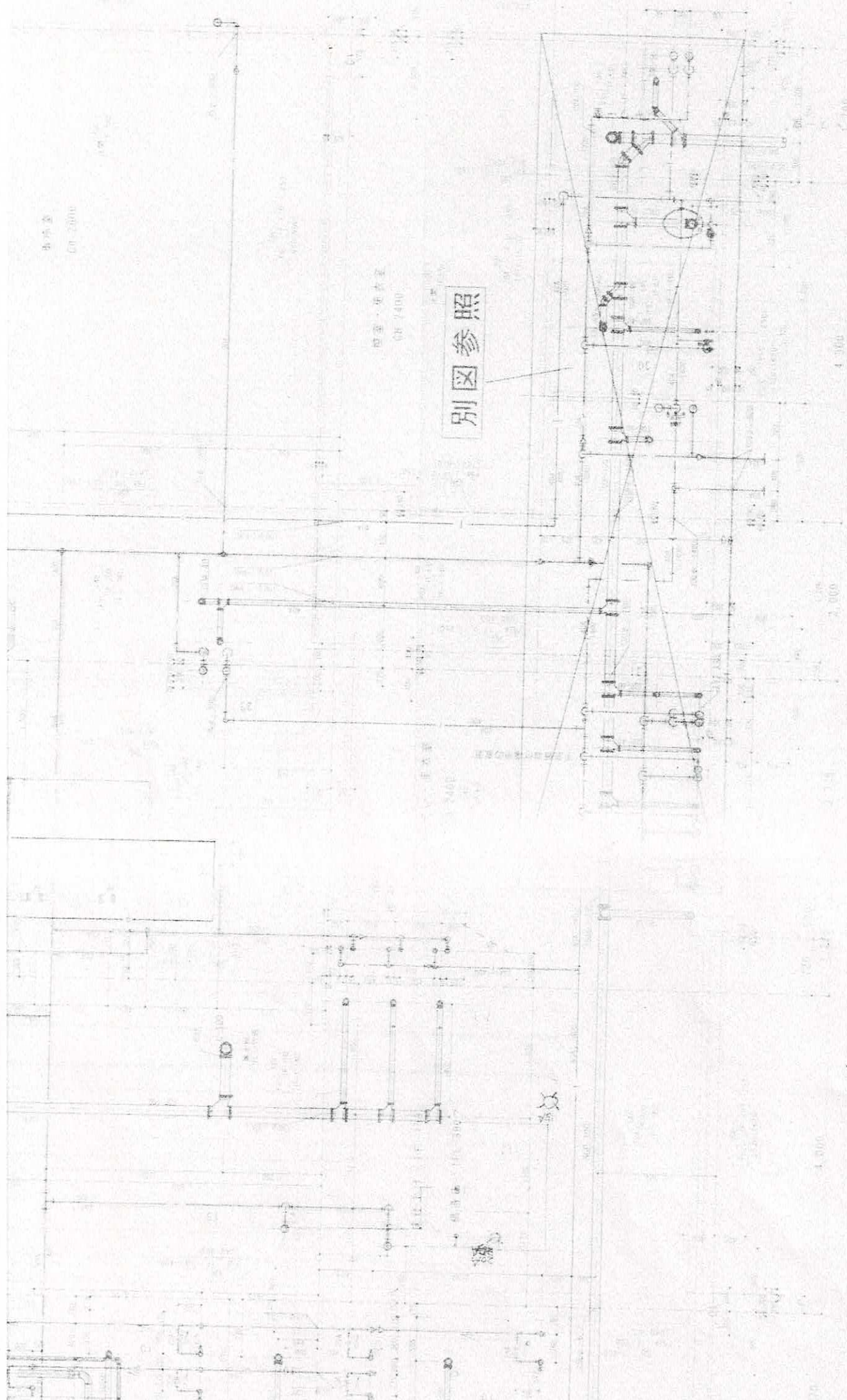
——外柵



日本原駐屯地案内図 S=NS

件名	日本原(7)食厨配管改修設計業務委託	図番	2/2
図名	案内図 配置図		

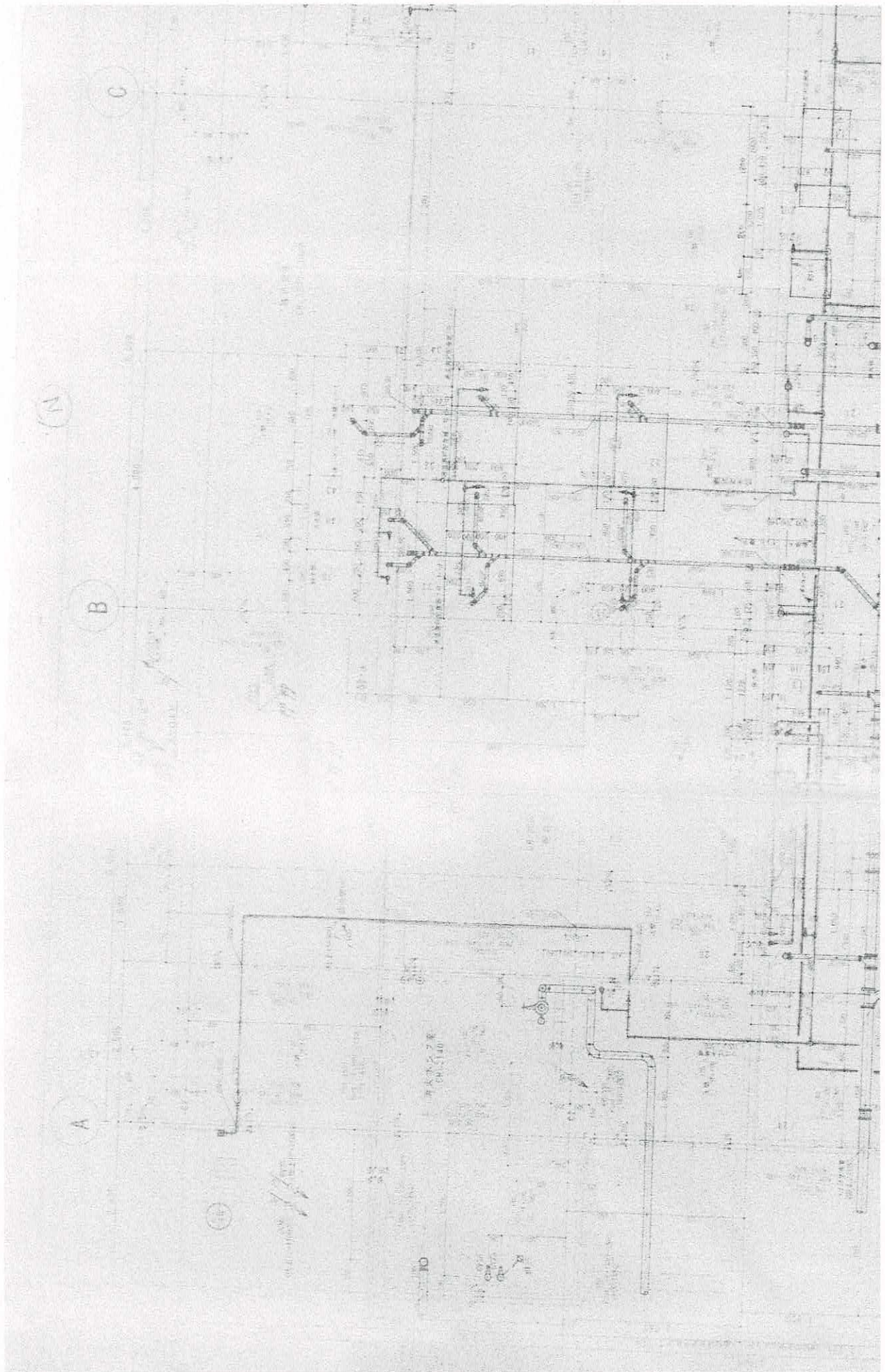




日本原 (13) 食厨新設機械工事

床下配管平面図 (2)

株式会社



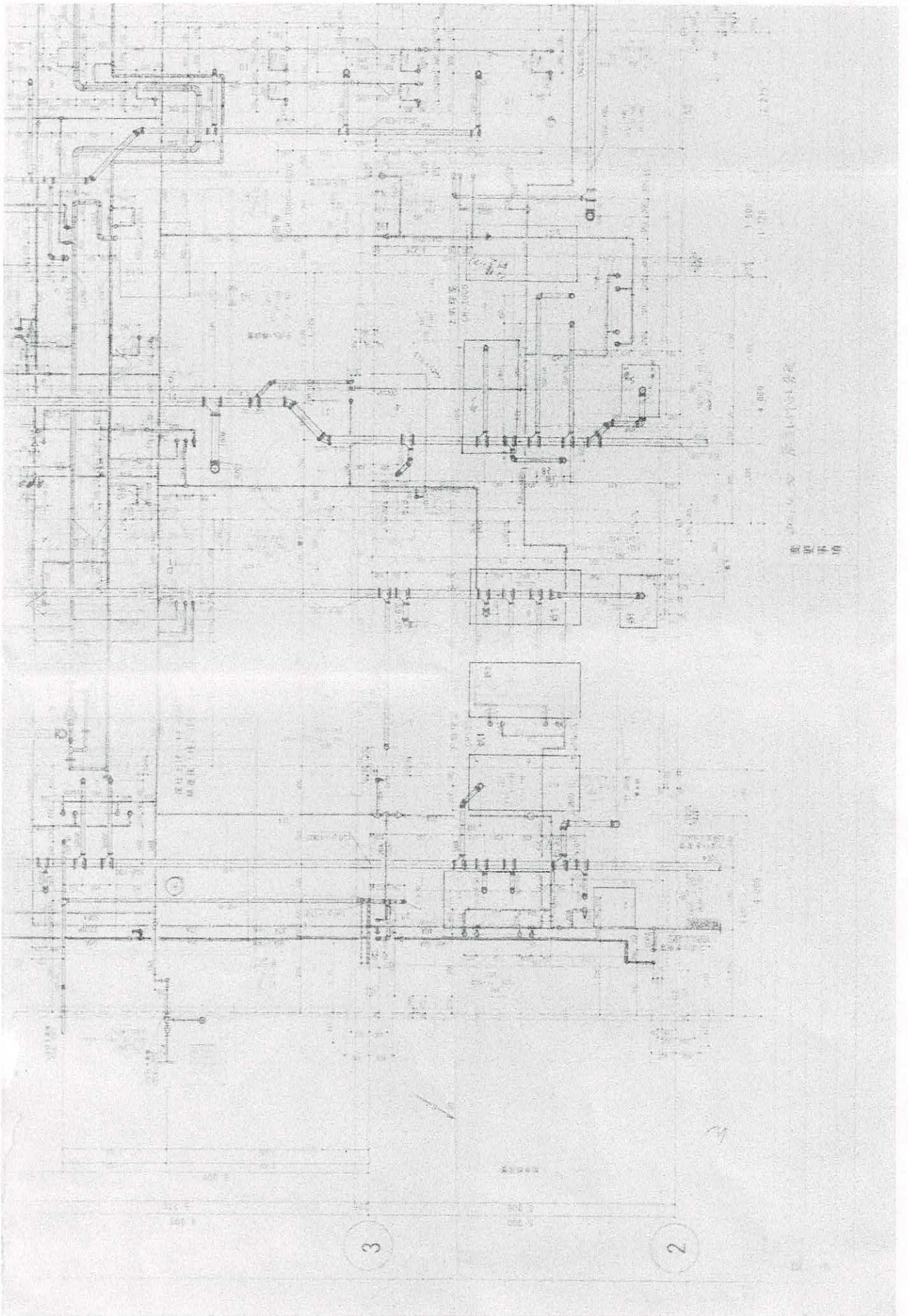


圖 2-10 三相電動機控制電路

3

2